# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	姶良市 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付のうち、自立支援 医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務 基 礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。) の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同 ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすもの であることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスク を軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー 等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

姶良市長

#### 公表日

令和6年7月12日

#### 阻渖情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務
②事務の概要	総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関し、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・総合支援法第6条の自立支援給付のうち、自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)第1条の2第3号に定める精神通院医療に限る。)の支給に関する事務 ・総合支援法第58条の支給認定に関する事務
③システムの名称	・wel+障害者福祉 ・中間サーバー ・Acrocity住民基本 ・MICJET番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する ] 2) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<ul> <li>番号利用法第19条第8号</li> <li>番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報照会の根拠)</li> <li>第2条の表 144の項(情報提供の根拠)</li> <li>第2条の表 11、15、20、37、42、75、125、155、161の項</li> <li>第13条、17条、22条、39条、44条、77条、82条、83条、127条、146条、157条、163条</li> </ul>
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部 長寿・障害福祉課
②所属長の役職名	長寿·障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	福祉部 長寿·障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部 長寿·障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	「ムを通し	た入手を除	<b>(.</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供		]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	] 内部監査	[ ] 外部監	<u></u>	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている	ている	

#### 変更簡所

変更箇	<b></b>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4. 情報提供ネットワークシス	- 番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109、110の項 (情報照会の根拠) なし	- 番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109、110の項 (情報照会の根拠) なし	+	令和3年9月1日施行の番号
	テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第55条 (情報照会の根拠) なし	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び提供をきだめる命令 (情報提供の根拠) 第55条、55条の2、55条の3 (情報照会の根拠) なし	事前	利用法改正に伴う号ズレ
令和4年6月30日	1. 特定個人ファイルを取り扱 う事務 ②事務の概要	- 総合支援法第56条第2項の支給認定の変更 に関する事務	・ 総合支援法第58条の支給認定に関する事 務	事後	法令上の根拠の追記、錯誤の修正
令和4年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109、110の項 (情報照会の根拠) なし	・番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 108、109の項 (情報照会の根拠) 110の項		番号法の改正に伴う条項ず
		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第55条、55条の2、55条の3 (情報照会の根拠) なし	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第55条、55条の2 (情報照会の根拠) 55条の3	事後	れ、法令上の根拠の追記、削除
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健福祉部 長寿·障害福祉課	福祉部 長寿・障害福祉課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 長寿·障害福祉課 住所: 7899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	保健福祉部 長寿·障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第1の84項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府令第5号)第60条	・番号利用法第9条第1項 別表の117項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日 内閣府令第5号)第60条	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 109の項 (情報照会の根拠) 110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 55条の2、	・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令 (情報限会の根拠) 第2条の表 144の項 (情報提供の根拠) 第2条の表 11、15、20、37、42、75、125、155、 161の項 第13条、17条、22条、39条、44条、77条、82条、 83条、127条、146条、157条、163条	事後	番号利用法改正に伴う変更
		(情報照会の根拠) 55条の3	505x, 12/x, 140x, 13/x, 100x		